

看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 13 号

看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例

看護師養成所授業料等条例（昭和 43 年岩手県条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(授業料等の額) 第 2 条 授業料等の額（寄宿舎料を除く。）は、次のとおりとする。 (1) 授業料 月額 <u>10,500</u> 円 (2)・(3) [略]	(授業料等の額) 第 2 条 授業料等の額（寄宿舎料を除く。）は、次のとおりとする。 (1) 授業料 月額 <u>10,800</u> 円 (2)・(3) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。